国税庁ホームページ の国税徴収法基本通達（抜粋）：

https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/chosyu/index.htm

第47条関係　差押えの要件

**財産の選択**

**17**　差し押さえる財産の選択は、徴収職員の裁量によるが、次に掲げる事項に十分留意して行うものとする。この場合において、差し押さえるべき財産について滞納者の申出があるときは、諸般の事情を十分考慮の上、滞納処分の執行に支障がない限り、その申出に係る財産を差し押さえるものとする。

(1)　第三者の権利を害することが少ない財産であること（第49条関係参照）。

(2)　滞納者の**生活の維持**又は事業の継続に**与える支障が少ない財産**であること。

(3)　換価が容易な財産であること。

(4)　保管又は引揚げに便利な財産であること。

第76条関係　給与の差押禁止

**給料等に基づき支払を受けた金銭の差押禁止**

**（現物給与）**

**10**　法第76条第2項の「給料等に基き支払を受けた金銭」とは、納税者が支払者から給料等として金銭の支払を受けて占有するものをいうのであるから、現物給与を受けた者については、同項の規定の適用がない。  
なお、徴収上支障がないと認められる場合には、同項の規定に準じて取り扱うことができる。

**（支払を受けた金銭）**

**11**　法第76条第2項の「給料等に基き支払を受けた金銭」には、支払者から銀行口座等に振り込まれた金額に相当する預金債権は含まれないが、その差押えにより生活の維持を困難にするおそれがある金額については、差押えを猶予し、又は解除することができる（法第152条第2項参照）。

**（差押禁止額）**

**12**　法第76条第2項の規定による差押禁止額は、法第76条第1項第4号及び第5号に掲げる金額の合計額（例えば150,000円）に、給料等の支給の基礎となった期間の日数（30日）のうちに、差押えの日（6月10日）から次の支払日（6月30日）までの日数（20日）の占める割合（20／30）を乗じて計算した金額（150,000円×20／30=100,000円）である。